

社会福祉法人宰府福祉会 福祉避難所運営規定

(目的)

第1条 この規定は、災害発生時に社会福祉法人宰府福祉会（以下「本法人」という。）が太宰府市の「災害時における福祉避難所に関する協定書」(以下「協定書」という。)及び「福祉避難所運営マニュアル」による開設運営の要請と、本法人の自主的な福祉避難所(以下「避難所」という。)の運営を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所の名称及び所在地)

第2条 本法人の避難所の名称及び所在地は以下のとおりとする。

- ① 障害者支援施設宰府園 食堂・多目的室
福岡県太宰府市大字大佐野 761-1
- ② 児童発達支援センターすみれ園 研修会議室 (太宰府市協定)
福岡県太宰府市大字大佐野 42-1
- ③ アクティビティセンター・コミュニティホールさいふ (太宰府市協定)
福岡県太宰府市大字大佐野 757-1
- ④ 障害福祉サービス事業所やまもも 多目的室
福岡県那珂川市大字不入道 414-1

(適用範囲)

第3条 この規定は、市町村協定書による要配慮者及び以下の2項、3項の者に適用する。

- 2 本法人のサービスの利用者及びその家族及び法人職員（家族等）に適用する。
- 3 地域住民の高齢者、障がい児者、乳幼児その他の特に配慮を要する者と本法人が認めた者に適用する。

(災害対策本部会議の設置)

第4条 本法人は、太宰府市の協定書に基づく運営の協力及び自主的な避難所の運営のために、災害対策本部会議（本法人リスクマネジメント規程第19条）[以下「会議」という。]を本部に設置する。

(会議の構成員)

第5条 会議の構成員は、以下の通りとする。

- ① 災害対策本部会議
 - (1) 対策本部長 理事長
 - (2) 対策副本部長 本部長
 - (3) 対策本部長が指名する関係役職員

- ② 避難所で具体的な業務を運営する施設管理者及び職員、DWAT メンバー
(主に指定福祉避難所：幸府園・すみれ園)

(会議の任務)

第6条 「会議」は、避難所の運営に必要な事項を適宜に協議する。

- 2 太宰府市災害対策本部より本法人に福祉避難所開設要請があった場合は、「会議」を開催し本法人の福祉サービスを利用する利用児者(家族等)の要配慮者等を必要に応じて優先順位をつけ、すみやかに受入可能な人数の調整及び支援者の人数の調整を協議し、太宰府市災害対策本部へ本法人の受入可能な人数等を決定し報告する。

ただし、緊急を要する場合は、「会議」を開催することなく対策本部長の指示に従う。

- 3 「会議」の事務局を本部事務局に設置し、具体的な業務を執行するために施設管理班、食料・物資班、保健衛生班、などの必要な班を設置する。

(役職員への指示・命令)

第7条 「会議」は、災害を解決するに当たって、必要と認められるときは、役職員に対し一定の行動を指示・命令することができる。

- 2 役職員は、「会議」から指示・命令が出されたときは、その指示・命令に従って行動しなければならない。

(本部事務局の業務)

第8条 本部事務局は、太宰府市災害対策本部からの要請等や総合受付での各種手続きや問い合わせの対応を行う。

- 2 避難所開設時に避難所利用者を登録するため名簿管理、利用者数の把握などの対応を行う。
3 ボランティアなどの人的支援の受入れや管理を行う。
4 諸費用が発生した場合は、記録を行い会計処理を行う。

(施設管理班)

第9条 管理班は、避難利用者の支援等の配慮事項を確認し対応する。

- 2 配置計画や避難所運営日誌の作成、連携など、避難所運営全般に関することを行う。
3 施設・設備の点検、故障対応、防火防犯対策を行う。
4 防犯・防火及び安全対策の為、避難所内の巡回及び警備を行う。

(食料・物資班)

第10条 食料・物資班は、食料・物資の調達、受け入れ、管理、配給や炊き出しに関することを行う。

- 2 食料・物資は、公平性の確保に最大限配慮し、配給する。ただし、災害時に特に配を要する人には、必要に応じて優先順位をつけ、個別に配給を行なう。
- 3 食料・物資班は、不要な物資が届いたときは、受け入れを拒否する。

(保健衛生班)

第 11 条 保健衛生班は、避難所内のトイレ、ごみ、水（生活用水）の管理や医療救護・健康管理などに関するを行う。

(費用負担等)

第 12 条 太宰府市災害対策本部からの要請の福祉避難所の運営等に要した経費と本法人独自の運営等に要した経費は明確にし、本部事務局が会計処理を行う。

(避難所の事故等に関する措置)

- 第 13 条 避難所に避難した要配慮者及び家族等に事故が生じた場合は、太宰府市災害対策本部に協力し、対応する。
- 2 本法人独自の運営等で事故が生じた場合は、会議で協議して適切に対応する。

(個人情報の取り扱い)

第 14 条 避難所に避難した要配慮者及び家族等の個人情報の取り扱いについては、個人の権利利益を侵害しないよう、適切に取り扱わなければならない。

(避難所の終了)

- 第 15 条 太宰府市より福祉避難所使用終了届等の連絡の際には、本法人は太宰府市と共に施設の現状を確認する。その際に施設の設備等に損傷又は滅失が見受けられた場合は、協定書第 13 条の原状復旧することにより、終了するものとする。
- 2 本法人の自主的な受け入れに関して生じた設備等の損傷又は滅失が見受けられた場合は、その利用者に対し損害賠償を請求し原状復旧することにより、終了するものとする。

(その他)

第 16 条 この規定の定めのない事項が生じた場合は、対策本部長が決定する。

附 則

この規定は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。